

南海トラフ地震防災対策推進計画編

(令和 2 年 7 月改訂)

目 次

第 1 章 総則

第 1 節 計画の方針	1- 1
第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1- 3

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 地域における防災力の向上	1- 4
第 2 節 広報及び教育	1- 5
第 3 節 防災訓練	1- 5
第 4 節 災害に強い安全なまちづくりの推進	1- 5

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 広域防災体制の確立	1- 7
第 2 節 南海トラフ地震臨時情報が発表された時の対応	1- 7
第 3 節 防災体制に関する事項	1- 9

第1章 総則

第1節 計画の方針

1 南海トラフ地震について

(1) 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね 100～ 150 年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854 年の安政東海地震の後、約 170 年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854 年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944 年に昭和東南海地震、1946 年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約 100～ 150 年であることから考えると、今世紀前半(2035± 10 年とも言われている)にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

(2) 平成 25 年 11 月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「南海トラフ地震法」という。）に改正された。南海トラフ地震法では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされた。

(3) 中央防災会議は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成するとともに、中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。（平成 26 年 3 月）

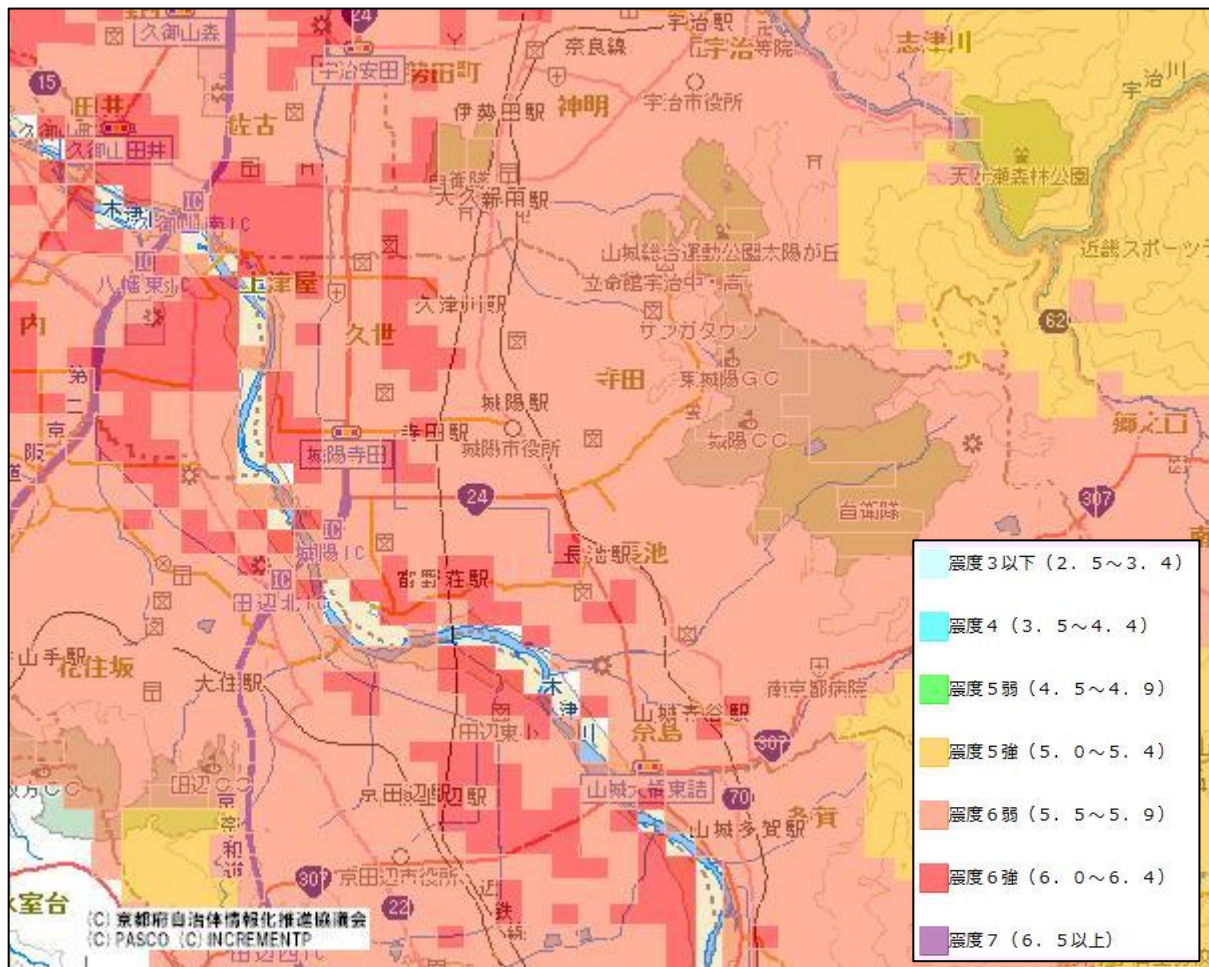
京都府域においては、震度 6 弱以上の揺れが想定された本市を含めて、以下の 18 市町村が指定を受けた。

京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村

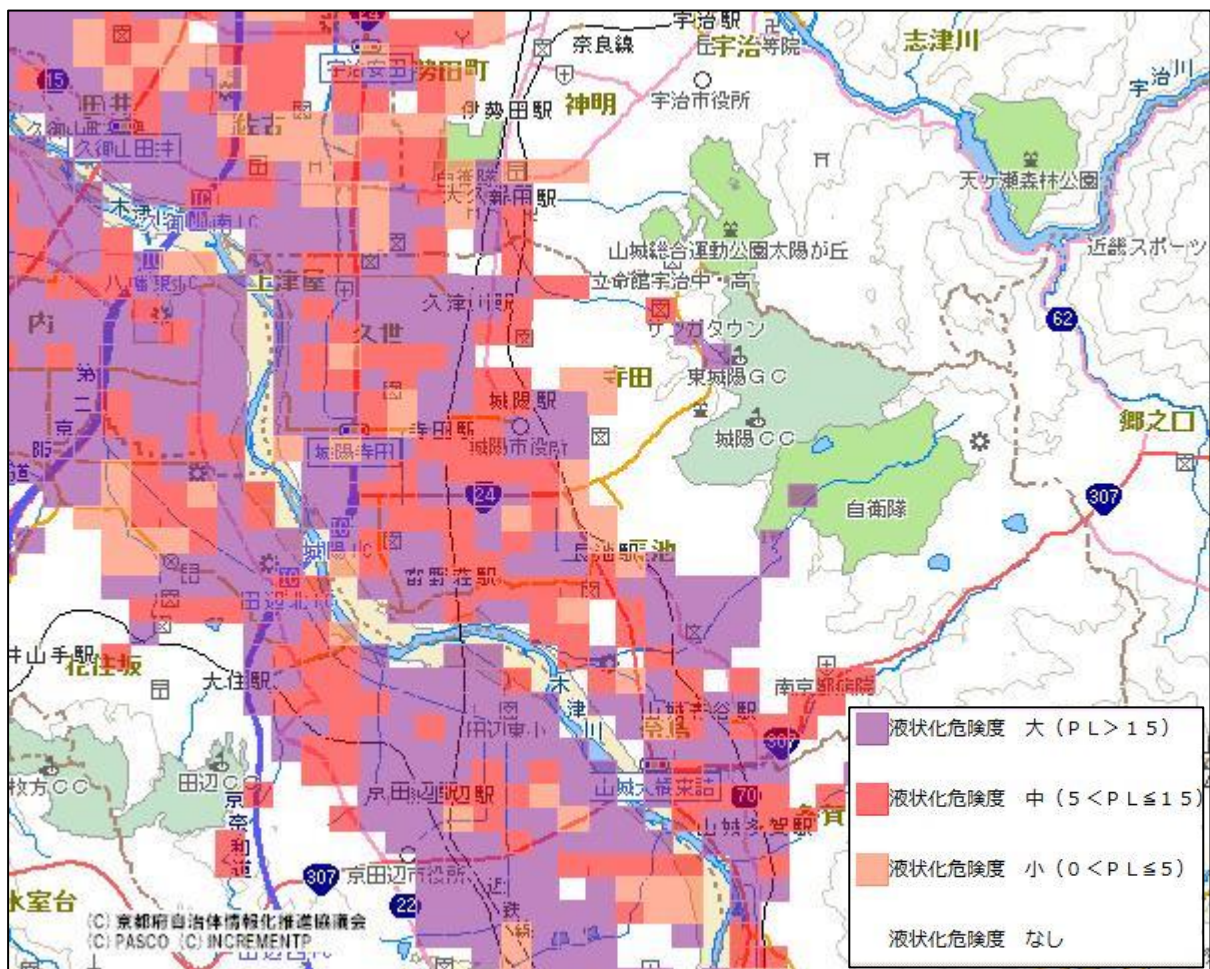
2 本計画の目的

本計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ地震法第 5 条第 2 項の規定により南海トラフ地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

【震度想定】



【液状化危険度想定】



【想定される地震被害】

南海トラフ地震による本市域における被害想定は、城陽市地域防災計画風水害等対策計画・震災対策計画編（以下、「本編」という）第1編総則第4章第2節（2）想定される地震被害②海溝型地震に記載のとおりである。

【本編の第1編第4章参照】

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1編総則第2章に定めるところによる。

【本編の第1編第2章参照】

第2章 災害予防計画

南海トラフ地震は、日本で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域があること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、このことから、その被害は広域かつ甚大となること、④南海トラフ巨大地震となった場合には、被害の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられている。このため、国・地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的にかつ迅速な防災体制の推進が必要となる。

一方、本市域等の被害の程度を大きく超える被害が発生する地域も広大となることが想定され、こうした場合には、国や他府県からの迅速な応援は期待できないことから、府、市町村をはじめ府内の防災関係機関による「公助」もさることながら、住民が自らを守る「自助」、地域で助け合う「共助」による防災対策がより一層重要となる。このため、市は、防災関係機関との日常からの連携を強化するとともに、住民、自主防災組織、NPO及び事業所等と一体となって、南海トラフ地震による被害を最小限にとどめることを目標に、災害予防対策を推進する。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり女性の参画の促進に努めるものとする。

第1節 地域における防災力の向上

南海トラフ地震による被害を軽減し、社会的混乱を防止するため、防災関係機関並びに住民、自主防災組織、NPO及び事業所等が一体となって、地域における防災力の向上に努める。

また、避難計画は、住民の身体生命に関わる重要な計画であるため、安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ計画を作成する。特に災害時要配慮者に係る避難計画については、早期に作成するよう努める。

①市の対策

市長及び幹部に対する研修、防災担当組織の整備、情報伝達手段の充実、消防・救助資機材等の整備、防災訓練の実施、消防団・水防団・自主防災組織等防災活動組織の育成、防災関係機関と住民等との相互連携協力体制の確立、地域における防災活動拠点の整備、災害時要配慮者に対する避難支援体制の確立、安全な避難地・避難施設等の確保、企業の防災活動活性化のための方策の検討

②住民及び防災組織の対策

住宅等の耐震化の促進、家屋内外における安全対策の実施（家具類の転倒防止、窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等）、生活必需品（食料、飲料水等）の備蓄、各地域における避難対象地区・急傾斜地崩壊危険箇所等の把握、各地域における避難地及び避難路に関する知識の習得、初期消火・救助活動及び応急手当に関する知識の習得、防災訓練及び防災事業への参加、地域内企業との連携

③企業の対策

施設等の耐震化及び安全対策の推進、必要物資の備蓄、従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施、地域コミュニティとの連携

第2節 広報及び教育

市は、本編の第2編災害予防計画第3章第1節に定めるところにより、南海トラフ地震発生時における住民の適正な行動、住民の自発的な防災組織づくり、施設及び事業所の防災対策を推進するため、住民、防災活動組織、企業等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進する。

また、緊急地震速報は、強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより地震被害の軽減に寄与することが期待されている。市は府と連携し、緊急地震速報の特徴、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なく有効に機能するため、住民、自主防災組織、企業等がこの情報によりの確な行動がとれるよう周知に努める。

【本編の第2編災害予防計画第3章参照】

(1) 広報

市は、地域の特性を踏まえ、地域密着型の防災意識の高揚を図るよう、必要な広報活動を実施する。広報に当たっては、災害時要配慮者や地理に不案内な観光旅行者等に対しても十分な情報提供が行われるよう留意する。

(2) 教育・指導

市は、市職員及び住民に対し、南海トラフ地震に関する知識、緊急地震速報に関する知識、地震及び津波に関する一般的知識、地震発生時においてとるべき行動等、必要な防災教育等を実施する。

第3節 防災訓練

市は、南海トラフ地震等広域にわたる大規模な地震を想定した防災訓練を本編の第2編災害予防計画第3章第2節の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施に当たっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることから、住民、防災関係機関との連携を図ることに特に配慮する。

また、緊急地震速報を用いた防災訓練の実施についても検討する。

【本編の第2編災害予防計画第3章参照】

第4節 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、市は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。基本的には、第2編災害予防計画、第1章防災型まちづくりの推進に定めるところによる。

(1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

市は、京都府地震防災緊急事業五箇年計画に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等を、中長期的視野に立って整備する。具体的な事業の実施に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するとともに、南海トラフ地震発生時に円滑に活動できるよう、防災活動の拠点となる公共施設等の日常点検に努める。

（２）住宅及び公共施設等の耐震化の促進

市は、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるため、城陽市建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化の促進を図る。

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、住宅等の耐震化を促進する施策等を充実させ、地域全体の耐震化の促進を図るとともに、市役所、その他関係公所等災害時の拠点となる公共施設及び多数の者が利用する施設について、耐震化を推進する。

【本編の第２編災害予防計画第１章参照】

（３）文化財保護対策の実施

市に所在する多数の文化財は、永く将来に伝えていかなければならない貴重な国民的財産である。

このため、市は、本編の第２編災害予防計画第１章第６節に基づく対策を推進するほか、文化財周辺における市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。

【本編の第２編災害予防計画第１章参照】

（４）長周期地震動対策の促進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、地震動の継続時間も長いと予測されている。

このため、市は、府や国と連携し、南海トラフ地震で発生する長周期地震動が構造物に及ぼす影響を軽減させる対策を推進する施策の充実を図る。

（５）時間差発生による災害の拡大防止

市は、南海トラフ沿いで過去において、1864年には３２時間の間隔において、また、1944年には２年間の間隔において地震が発生した経過を認識し、時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。

ア 南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発

イ 後発地震により土砂災害が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策

ウ 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するための、被災建築物応急危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施

エ 先発地震による被災宅地が、後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するための、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施

第3章 災害応急対策計画

第1節 広域防災体制の確立

広域かつ甚大な被害が想定される南海トラフ地震では、直下型地震以上に、府や国と連携し、地震対策を実施する必要があるため、市は、平成26年3月に中央防災会議が策定した「大規模地震防災・減災対策大綱」平成27年3月に国が策定した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」との整合を図りながら、本編の第2編災害予防計画第4章第1節に定めるところにより、広域防災体制の確立に努める。

一方、本市域等の被害の程度を大きく超える被害が発生する地域も広大となることが想定されることから、こうした場合には、国や他府県からの迅速な応援は期待できないことから、本市だけでは災害対応が困難な場合は、府に対して応援を要請すると共に、京都南部都市広域防災連絡会の構成市町※と連携するなど、近隣市町並びに防災関係機関等により対応できる体制を構築する。

※京都南部都市広域防災連絡会の構成市町

宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町
大山崎町

【本編の第2編災害予防計画第4章参照】

第2節 南海トラフ地震臨時情報が発表された時の対応

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、市は次のとおり対応するものとする。

(1) 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報 (調査中)	・観測された異常な現象(※)が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒)	・巨大地震の発生に警戒が必要な場合 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)	・巨大地震の発生に注意が必要な場合 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合及びひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)	通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合
南海トラフ地震 臨時情報 (調査終了)	・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、または「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く。）

※南海トラフの想定震源域またはその同辺で M6.8 程度以上の地震が発生した場合や南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合を想定

(2) 市の対応

- ① 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表されたときは、直ちに情報収集できる体制をとり、関係部局へ連絡する。
- ② 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」又は「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されたときは、直ちに警戒本部を設置し、関係部局による今後の対応を確認する。
- ③ 南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域（特に液状化危険度想定地域）の住民に対して、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応を取るよう呼びかける。
 なお、呼びかけ内容は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家具の固定の確認、非常持出品の確認等とする。
- ④ 南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域（特に液状化危険度想定地域）の企業に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に個々の状況に応じて適切な防災対応をとるよう呼びかける。
- ⑤ 関係部局においては、警戒本部会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。
- ⑥ 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うよう呼びかける。

第3節 防災体制に関する事項

(1) 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

市長は、南海トラフ地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

なお、本部長に事故等があるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理者
1	副市長
2	教育長
3	公営企業管理者

災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、本編の第3編災害応急対策計画第1章第1節に定めるところによるが、広域にわたる災害により、通常の利用ができないなど、職員の参集が困難となることも想定されるため、次の緊急初動対策班を設置して、初期の防災活動を実施する。

①設置基準

城陽市域に震度5弱以上の地震が発生した場合。

②組織

緊急初動対策班の要員は、市長があらかじめ指定した職員（庁舎周辺に居住する職員を基本とする）によって組織される。

③任務分担

緊急初動対策班要員は、地区連絡所の開設準備、被害状況の把握、市民への広報活動など、迅速に災害応急対策活動を実施するために特に優先すべき業務に当たる。また、参集した職員は担当部署の如何に関わらず、優先する事項より臨機応変に対処するものとする。

④緊急初動対策班から災害対策本部体制への移行

地震発生から一定の時間が経過し、事態が落ち着いてきた段階において逐次災害対策本部の各班へ引継を行い、所定の業務へ移行するものとする。

(2) 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、市は、本編の第3編災害応急対策計画第2章から第6章の定めるところにより、被害状況等の把握や消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じる。

■地震発生時の応急対策

【本編の第3編災害応急対策計画第2章から第6章参照】

①被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報収集・伝達については、本編の第3編災害応急対策計画第2章第1節に定めるところにより、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

なお、無線が途絶した場合は、携帯電話や市地域防災無線、京都府衛星通信系防災情報システム、消防無線、その他の無線を利用する。

また、通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあっては、通信可能な地域まで連絡員（バイク、自転車、人による）を派遣するなど、あらゆる手段を用いる。

②施設等の緊急点検・巡視

所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努める。この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難地に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮する。

③二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

（３）対策要員及び資機材、必要物資等の確保

市は、府に対し、対策要員の配備状況を報告し、必要に応じて、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣を要請する。また、発災後速やかに、市が所有する備蓄物資並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄物資を把握し、その不足分を府に供給要請する。

【本編の第3編災害応急対策計画第1章及び第5章参照】

（４）防災協定に基づく要請

市が災害応急対策の実施のために締結している防災協定は、本編の資料に掲げる防災協定のとおりである。必要があるときは、防災協定に従い応援等を要請する。